

ベトナム向け輸出水産食品の取扱要綱

1 目的

この要綱は、ベトナム向け輸出水産食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第5条に基づく衛生証明書の発行、第16条に基づく適合施設の認定及び第19条に基づく定期的な確認等に関する手続を定めるものである。

2 用語の定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ベトナム向け輸出水産食品：日本からベトナムに輸出される水産食品であって、3の条件に適合するもの。
- (2) 最終加工施設：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工する施設
- (3) 最終保管施設：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に保管する施設
- (4) 認定施設：最終加工施設、最終保管施設並びにベトナム向け輸出水産食品を取り扱う養殖場及びベトナム向け輸出水産食品を採捕した漁船（本要綱において「最終加工施設等」という。）のうち、本要綱に基づき認定されたもの
- (5) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (6) 輸出者：ベトナム向け輸出水産食品を輸出しようとする者
- (7) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (8) 食品監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
- (9) 施設認定担当部局：施設が所在する都道府県の水産業を所管する部局
- (10) 都道府県等：都道府県、保健所を設置する市及び特別区

3 ベトナム向け輸出水産食品の条件

ベトナム向けに輸出される水産食品は、次のいずれかの要件に適合すること。

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。本要綱において「法」という。）に適合した水産動物及びこれらの加工品（活水産動物を除く。）。
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）、漁船法（昭和25年法律第178号）及び持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）（本要綱において「漁業法等」という。）に基づき適法に採捕又は養殖され輸出される活水産動物。

4 ベトナム向け輸出水産食品最終加工施設等の要件

(1) 輸出する水産食品が3 (1) に該当し、ベトナム国内での消費を目的とする場合

最終加工施設は、以下のアからウまでのいずれかの要件に適合し、かつエからカまでのうちの少なくとも1つ以上の処理を行っていること。

ア 法第52条に基づく営業許可を有すること。

イ 条例に基づく食品製造等の営業許可を有すること又は営業に係る届出等を行っていること。

ウ 法第30条に規定する食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能（食品衛生監視票の場合は、採点成績が90点以上）であること。

エ 頭尾等の切り落としや内蔵の除去、フィレや切り身等の処理を行っていること。

オ 乾燥、調味、加熱、塩蔵、凍結等の処理を行っていること。

カ 食品に接触する包装処理を行っていること。

(2) 輸出する水産食品が3 (1) に該当し、全量がベトナムから再輸出される場合

最終加工施設及び最終保管施設は、以下のいずれかの要件に適合すること。

ア 最終加工施設にあつては、(1) の要件に適合すること。

イ 法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であつて、かつ日本国内で(1) のエからカまでのいずれの処理も行わない（輸入時の状態を維持した）場合にあつては、最終保管施設は、(1) のアからウまでのいずれかの要件に適合すること。

(3) 輸出する水産食品が3 (2) に該当する場合 最終加工施設等は、以下の要件に適合すること。

ア 最終加工施設にあつては、(1) のアからウまでのいずれかの要件に適合し、かつ、カの処理を行っている施設であること。

イ 最終保管施設にあつては、(1) のアからウまでのいずれかの要件に適合する施設であること。

ウ 養殖場又は漁船にあつては、漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいるものであること。

5 最終加工施設等の認定手続

4 (1) 又は(3) の場合は、以下の手続により最終加工施設等の認定を行うものとする。なお、本手続は、ベトナム政府への登録が必要であり、登録完了までに数ヶ月を要する場合があるため、認定施設責任者はその旨了承した上で申請を行うものとする。

(1) 認定に必要な書類について

ア 4 (1) の場合

認定施設責任者は、4 (1) に掲げる要件を確認するために必要な書類、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図を添付し、

別紙様式1及び別紙様式2により、施設認定担当部局に申請する。

イ 4（3）の場合

認定施設責任者は4（3）に掲げる要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1及び別紙様式2により、施設認定担当部局に申請する（製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図は不要）。

- (2) 施設認定担当部局は、（1）の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告する。また、アに基づく申請があったときは、別紙様式4により申請を受けた施設を所管する都道府県等衛生部局に情報提供を行う。
- (3) 加工流通課は、（2）の報告を受けたときは、食品監視安全課及び必要に応じ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課と協議し、4に掲げる要件を満たしていることが確認できた場合には、ベトナム政府に当該施設の登録を要請する。
- (4) 加工流通課は、ベトナム政府から登録完了の報告を受けた後、食品監視安全課及び施設認定担当部局に当該施設のベトナム政府による登録が完了した旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局に、施設認定担当部局は認定施設責任者にそれぞれその旨を連絡する。
なお、加工流通課が農林水産省のホームページ上で認定施設リストを公表することにより、その施設を認定施設として取り扱うものとする。
- (5) 認定施設責任者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努める。
- (6) 認定施設を管轄する都道府県等衛生部局は、4（1）及び4（2）並びに4（3）ア及びイの要件に該当する施設について、法で規定する監視指導の際に営業の許可の取消し事由が存在する等の問題が認められたときは、食品監視安全課に報告すること。4（3）ウの要件に該当する認定施設については、認定施設を所管する都道府県等水産部局が必要に応じて認定要件に適合していることを確認すること。

6 認定施設の認定事項の変更

- (1) 認定施設責任者は、認定の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式5により、施設認定担当部局に申請する。

なお、4（1）の場合において認定事項の変更をしようとするときは、変更の場合にあつては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類を添付する（ただし、変更が施設名又は所在地の表記のみの場合にあつては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。）。

また、4（3）の場合において認定事項の変更をしようとするときは、別紙様式2その他変更内容が確認できる書類を添付する。

- (2) 施設認定担当部局は、（1）の申請を受理したときは、5（2）に準じて情報提供を行うとともに、別紙様式3により加工流通課に報告し、加工流

通課は、5（3）及び（4）に準じて手続を行う。

7 認定の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、食品監視安全課及び加工流通課は認定施設を取り消すことができる。

- （1）認定施設が、4（1）又は（3）のそれぞれに掲げる要件に合致しないことが判明したとき。
- （2）認定施設責任者又は当該認定施設と関係のある者が、本要綱に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。
- （3）その他相当の理由があると認められるとき。

8 証明書発行機関の登録

- （1）衛生証明書（活水産動物を輸出する場合を除く。）

ア 認定施設等を所管する都道府県等衛生部局が、衛生証明書を発行するに当たっては、別紙様式6により、食品監視安全課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 食品監視安全課は、アの申請を行った都道府県等衛生部局について、農林水産省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

- （2）食用水産品証明書（活水産動物を輸出する場合に限る。）

ア 認定施設が所在する都道府県（漁船の場合にあっては、漁船法に基づき、漁船が登録された都道府県をいう。本要綱において同じ。）の水産部局が、食用水産品証明書を発行するに当たっては、別紙様式7により、加工流通課に証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 加工流通課は、アの申請を行った都道府県水産部局について、農林水産省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

9 衛生証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合を除く。）

- （1）輸出者は、別添1に規定する検査を行い、最終加工施設又は最終保管施設（法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で4（1）のエからカまでのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。）を所管する都道府県等衛生部局の証明書発行機関に、別紙様式8、別紙様式9（Iを英語で記入したもの）及び以下の書類を添付して、衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「NACCS」という。）による申請を行う場合にあつては、別添2によるものとする。

ア 別紙様式8の1.の記載内容が確認出来る関係書類（インボイスの写し、パッキング・リストの写し、船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し等）

イ 営業許可証の写し等、輸出要件を満たす施設であることを確認する

ために必要な書類（４（２）に該当する場合に限る。）

ウ 食品等輸入届出（写し）（４（２）のイに該当する場合に限る。）

なお、別紙様式9について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment（施設の名前及び所在地）のみを記入する（Registration Number(認定番号)の記入は必要ない。）。

(2) 証明書発行機関は、別紙様式8の1. の記載内容と関係書類の内容が合致していることを確認した上で、輸出者から提出された別紙様式9にReference No.、証明書発行機関名及び発行年月日を追記し、担当者が署名し、印章を押印し、衛生証明書を発行する。

なお、「Reference No.」については、都道府県等において独自に管理を行うこと。

(3) 証明書発行機関は、本要綱に基づく衛生証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

(4) 証明書発行機関は、衛生証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。

(5) 海外に在住する者が申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ証明書発行機関に提出することで、当該代理人が申請を行うことができる。

(6) 輸出者が一切の申請手続を関係の認定施設責任者に委任する旨の委任状を、あらかじめ証明書発行機関に提出した場合には、当該認定施設責任者は申請者となることができる。

10 食用水産品証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合に限る。）

(1) 輸出者は、認定施設が所在する都道府県水産部局の証明書発行機関に別紙様式10に別紙様式11（Iを記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式11のIの内容が確認できる書類（インボイスの写し等））を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式11について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries(日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工)」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment（施設の名前及び所在地）のみを記入する（Registration Number(認定番号)の記入は必要ない。）。

また、電子メール又はNACCSによる申請を行う場合にあっては、別添2によるものとする。

(2) 証明書発行機関は、当該活水産動物が認定施設で採捕、養殖、食品に接触する包装処理又は保管（本要綱において「採捕等」という。）されたものである場合は、食用水産品証明書（別紙様式11）を発行する。

(3) 証明書発行機関は、本要綱に基づく食用水産品証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じ、申請者に対し追加資料の提出を求めることができ

る。

- (4) 証明書発行機関は、食用水産品証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。
- (5) 輸出者が一切の申請手続きを関係の認定施設責任者に委任する旨の委任状を、あらかじめ証明書発行機関に提出した場合には、当該認定施設責任者は申請者となることができる。

11 その他

- (1) 輸出者は、衛生証明書又は食用水産品証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前にベトナム政府に確認をすること。
- (2) 輸出者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。
- (3) ベトナムからの違反連絡等により、輸出水産食品の衛生状態が不良であること又は認定施設が4に定める要件を満たさないことが確認又は推定された場合、関連の認定施設を所管する都道府県等衛生部局又は都道府県水産部局は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局又は都道府県水産部局の調査等に対して協力を行うこと。
- (4) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県水産部局の指示に従うこと。

ベトナム向け輸出水産食品の検査手順

1. 検査実施者

輸出者自らが定めた適切な品質確認者（食品衛生責任者の資格を有する等、食品衛生の知識を有する者。本要綱において「品質確認者」という。）が検査を実施する。

2. サンプルング

申請品目毎に1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記3. について、1ロットの梱包数 (N) に応じて、以下に示す開梱数 (n) を目安とする。

1ロットの梱包数 (N)	開梱数 (n)
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

※ 1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数 (n) は1とする。

3. 官能検査の実施及び結果の記録

品質確認者は、輸出の都度、官能検査を実施し、下記4. に掲げる官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式13に結果を、衛生証明書発行申請書（別紙様式8）の「2. 官能検査実施結果」に品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

なお、結果の記録に当たっては、検査を実施した結果等が適切に確認できれば、別紙様式13によらず任意の様式を用いて差し支えないこと。

輸出者は、官能検査結果が記載された記録を3年間保管すること。

4. 官能検査基準

(1) 水産物（冷却、凍結、切り身等の簡易な加工品）

項目	判定基準
外観	有毒魚種が含まれていないこと。 鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態であること。 皮膚表面には寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。 包装され、破損がないこと。
臭い	魚類特有の臭いであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がないこと。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好であること。

(2) 水産物（（1）を除く加工品）

項目	判定基準
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものであること。 包装され、破損がないこと。
臭い	固有の臭いであり、異臭がないこと。
組織	製品固有の性状を有すること。

※ 品質確認者は、輸出される水産物について、（1）又は（2）のほか、以下の状況についても確認すること。

- 1) 衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。
- 2) 申請内容と荷口が適合していること。

(別添2)

電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続

1. 衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

- ① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2. 衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1.

(1) の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。
- (3) NACCSにより発行申請を行う場合にあって、証明書発行申請書を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

3. 食用水産品証明書の発行手続

1. 及び2. の規定は、活水産動物に係る食用水産品証明書の発行手続に準用する。この場合において、この規定中「衛生証明書」とあるのは「食用水産品証明書」と、「衛生証明書発行申請書」とあるのは「食用水産品証明書発行申請書」と読み替えるものとする。